

「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大について

1 環境影響評価について

(1) 環境影響評価制度

- 環境影響評価は、開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者があらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果について住民や自治体の意見を聴いたうえで、環境の保全について適正な配慮を行い、事業に反映させることを目的とした制度です。
- わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していますが、「環境影響評価法」は規模が大きく環境影響の程度が著しいものになるおそれがある事業を対象としており、都道府県等が定める条例は地域の実情に応じ、比較的規模の小さい事業を対象としています。

(2) 三重県環境影響評価条例

- 「三重県環境影響評価条例」では、太陽光発電施設の設置自体については対象事業としていませんが、太陽光発電事業を行うにあたり一定規模以上の土地の造成を行う場合には、「宅地その他の用地造成の事業」として同条例に基づく環境アセスメントまたは簡易的環境アセスメントの実施を求めていきます。
- 対象事業としての環境アセスメントの規模要件は 20ha 以上（自然公園法等の特別地域は 10ha）、準対象事業としての簡易的環境アセスメントの規模要件は 10ha 以上（自然公園法等の特別地域は 5 ha）と規定しています。

【参考】

- 他自治体における条例対象規模（太陽光発電施設の設置）
 - ①山梨県：9 ha（森林区域は 0.5ha）、②③兵庫県・奈良県：5 ha
 - ④三重県：10ha（自然公園法等の特別地域は 5 ha）、⑤滋賀県：20ha（森林区域は 15ha）

2 「三重県環境影響評価条例」の適用対象の拡大の背景

(1) 三重県を取り巻く状況

- 全国的に、再生可能エネルギーの導入に対する地域の懸念が広がっており、令和 7 年 9 月には、釧路湿原国立公園の周辺地域における太陽光発電事業を契機として、経済産業省や環境省等による「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」が設置されました。
- 県内では、令和 6 年 3 月に三重県議会から「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が提出されました。

- 提言書では、「再生可能エネルギーの導入は、自然環境の破壊、土砂災害の発生、維持管理の不全等が懸念されることから、地域住民等の不安が高まっており地域住民等による反対運動も確認されている」ため、「今後、更なる再生可能エネルギーの導入を推進するに当たっては、地域住民等の十分な理解を得る必要がある」として、太陽光発電施設については、条例による設置規制区域の導入及び適正な維持管理の義務化、及び太陽光発電施設に対する環境影響評価の対象拡大等が求められています。

(2) 三重県の取組状況

- 令和6年3月の三重県議会からの提言を受け、府内に設置された「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入検討部会」等において、事例の調査、市町のエネルギー・環境担当部局へのヒアリング、他県の情報収集等を行ってきました。
- こうした検討状況や、昨今の太陽光発電施設に対する懸念等に鑑みて、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の改定や「林地開発許可制度」運用見直しと歩調を合わせて、太陽光発電施設の設置に係る「三重県環境影響評価条例」の適用対象を拡大し、「三重県環境影響評価条例施行規則」の改正を進めることとしました。

3 今後のスケジュール（案）

令和7年 12月	三重県環境審議会（諮問・部会の設置）
令和8年 1月以降	三重県環境審議会部会による詳細審議 パブリックコメント 市町等への意見照会
夏頃	三重県環境審議会（最終案） 三重県環境審議会から答申
令和8年中	改正施行規則公布

環境アセスメント

三重県環境影響評価条例の概要



開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要です。

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して、住民等、市町長、知事から意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。



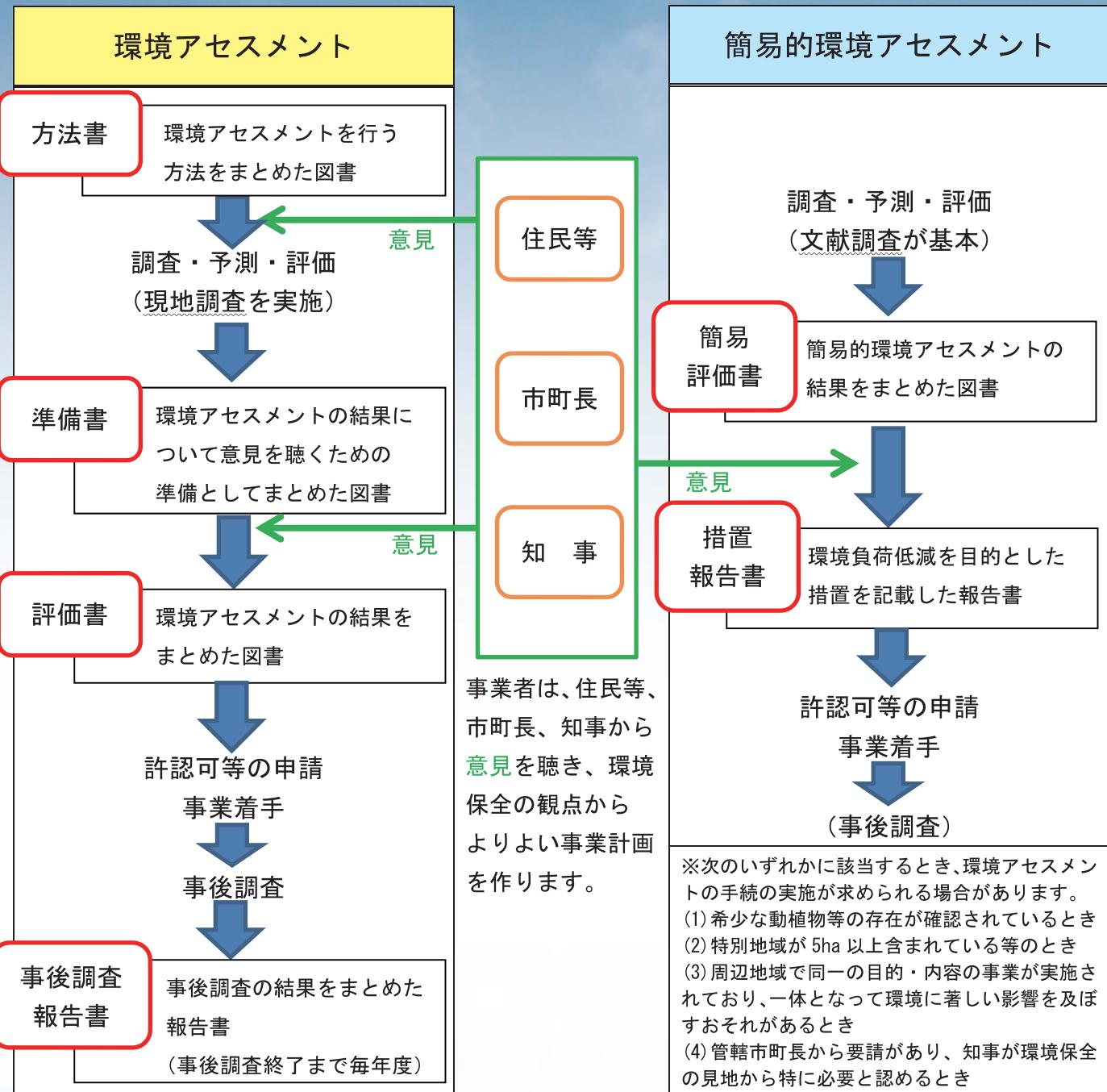
対象事業・準対象事業の規模要件(条例施行規則別表第1・第60条)

事業種類		規模要件	
		対象事業 (環境アセスメントを実施)	準対象事業 (簡易的環境アセスメントを実施)
1 道路	自動車専用道路 一般国道等	4車線すべて 4車線 5km以上	
2 ダム、堰	ダム	堤頂高 30m以上 湛水面積 20ha以上	
	堰	長さ 300m以上	
3 鉄道又は軌道		延長 5km以上	
4 飛行場		すべて	
5 電気工作物	水力発電所	出力 1.5万kW以上	
	火力発電所	出力 5万kW以上	
	地熱発電所	出力 5千kW以上	
	風力発電所	出力 7千500kW以上	
6 廃棄物 処理施設	廃棄物最終処分場	敷地面積 2.5ha以上	
	廃棄物焼却場	処理能力 4t/時以上	
7 流域下水道終末処理場		すべて	
8 工場又は事業場 (太陽光発電所を除く)		排ガス量 10万m ³ /時以上 排出水量 5千m ³ /日以上 面積 20ha以上 ※	
9 公有水面埋立		面積 15ha以上	
⑩ 土地区画整理事業		面積 20ha以上 (用途地域 50ha以上)	面積 10ha以上 (用途地域 25ha以上)
⑪ 工業団地の造成		面積 20ha以上 ※	面積 10ha以上 ※
⑫ 住宅団地の造成		面積 20ha以上	面積 10ha以上
⑬ 流通業務団地の造成		面積 20ha以上 ※	面積 10ha以上 ※
⑭ スポーツ又 はレクリエー ション施設等	ゴルフ場	面積 20ha以上 ※	面積 10ha以上 ※
	スポーツ又はレクリエーション施設	面積 20ha以上 ※	面積 10ha以上 ※
	公園事業	面積 20ha以上 ※	面積 10ha以上 ※
	都市公園	面積 50ha以上 ※	面積 25ha以上 ※
⑮ 宅地その他の用地造成		面積 20ha以上 ※	面積 10ha以上 ※
16 農用地の造成		面積 75ha以上 ※	
17 土石の採取又は鉱物の掘採		面積 20ha以上	面積 10ha以上
18 複合開発整備事業		⑩～⑯の事業の面積と規模要件との比の合計が 1以上	
港湾計画(条例第40条)		面積 100ha以上	

※は、工業専用地域の面積を除いた面積です。

★ 特別地域(国立公園の特別地域等)で実施する事業については、規模要件が厳しくなります。

環境アセスメントの流れ



※三重県条例には、事業計画の検討段階で行う「配慮書」の手続はありません。

調査・予測・評価を行う項目

大気環境（大気質、騒音、振動、低周波音、悪臭）

水環境（水質、水底の底質、地下水の水質及び水位）

地形及び地質

地盤

土壤

日照阻害

電波障害

陸生動物

陸生植物

水生生物

生態系

人と自然との触れ合いの活動の場

歴史的文化的な遺産

景観

廃棄物等

温室効果ガス等

放射線の量

よくある質問



Q 簡易的環境アセスメントは、従来の環境アセスメントと比較して何が簡易的になるのですか？

A 調査・予測・評価のうち、調査の部分が簡易的になります。通常（四季）での現地調査は必須ではなく、文献等から得られた調査結果をもとに、事業が環境に与える影響を予測・評価していただくことになります。
また、書類作成や意見聴取の回数を少なくすることにより、手續を簡略化しています。



Q 大規模太陽光発電（いわゆるメガソーラー）事業を行うには、環境アセスメント※の実施は必要ですか？
(※簡易的環境アセスメントを含みます。以下同じです。)

A 一定規模以上の区域内において土地の造成を行う場合には、「宅地その他の用地の造成事業」として環境アセスメントの実施が必要になります。
既に造成済の土地で新たに土地の造成を行わずに施設を設置する場合は、環境アセスメントの実施は不要です。



Q 風力発電事業を行うには、環境アセスメントの実施は必要ですか？

A 環境影響評価法の規模要件（発電所の出力が5万kW以上）に該当する場合は、法律に基づく環境アセスメントの実施が、三重県条例の規模要件（発電所の出力が7,500kW以上）に該当する場合は、条例に基づく環境アセスメントの実施が必要になります。
以上の規模要件に該当しない場合でも、三重県条例の「工場又は事業場」または「宅地その他の用地の造成事業」の規模要件に該当する場合は、三重県条例に基づく環境アセスメントの実施が必要になります。



Q 環境アセスメントを実施しないと着工できませんか？

A 評価書を公告（または措置報告書を知事等に送付）するまで、事業の着工はできません。
また、各種許認可等の申請等の前に、評価書（または措置報告書）を知事等に送付しなければなりません。



Q 環境アセスメントを実施せずに着工した場合、どうなりますか？

A 環境アセスメントを実施するよう、勧告する場合があります。
また、勧告に従わない場合は事業者名等を公表し、併せて、市町長及び林地開発許可や農地転用許可等の許認可等を行う機関に通知する場合があります。

